

敏ちゃん 明ちゃんと学ぼう

道路交通法

後部座席のシートベルト着用は、
高速道路だけ罰則があるので、
一般道路はシートベルトいらないよ！



☆問題：後部座席のシートベルト、高速道路だけ着用が必要だけど、一般道路は必要ないよね？



明ちゃん

ダメダメ！

高速道路、一般道路ともに後部座席のシートベルト着用が義務化されているよ！

後部座席のシートベルト未使用時の罰則は、高速道路のみ「減点1点・反則金無し」という罰則が適用され、一般道路では具体的な罰則は「口頭注意のみ」となっているんだ。

罰則が無くても違反行為ですよ。

自分だけでなく同乗者を守るためにも全席でシートベルトを着用しよう！



敏ちゃん

★解説

- 自動車の運転者は、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。
- 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。

(道路交通法第71条の3第1・2項抜粋)

この規定は、保安基準により座席ベルトの備え付けが義務付けられている自動車の運転者に対し座席ベルト装着義務を課したものです。また、装着とは、座席ベルトの効果をそこなわないように正しく装着するという意味で、三点式座席ベルトの肩ベルトのみの着用などは行わず、腰ベルトと肩ベルトを共に着用することが必要です。

◆緊急自動車の特例

座席ベルトの装着義務が免除される特例

- 緊急自動車の運転者が当該緊急自動車を運転するとき

(道路交通法第71条の3第1項)

- 緊急自動車に係る緊急用務又は消防用車両に係る消防用務に従事する者を当該緊急自動車又は消防用車両である自動車の運転者席以外の乗車装置に乗車させるとき

(道路交通法施行令第26条の3の2第2項第4号)

➡この規定は、緊急自動車の職務の特殊性から定められた免除規程であるが、緊急自動車として高速で走行することや赤信号交差点への進入などの危険性を考慮すると座席ベルトを装着した方がより安全である。